

経済産業省委託事業

ガス小売事業者自主保安促進制度(ガス保安見える化／ガスホ)に係る参加事業者の募集について

(募集要項)

## 1. 本制度の目的

「平成27年6月に公布された「電気事業法等の一部を改正する等の法律」により、ガス事業法の一部改正が行われ、平成29年4月から都市ガス事業における小売全面自由化等が行われた。ガスの小売全面自由化等においては、ガス事業における事業類型の整理が行われ、新たなガス小売事業者の参入が開始されたことから、ガス小売事業者の保安水準の維持、向上を図ることが求められています。

これまで一般ガス事業者においては、ガス安全高度化計画の目標達成に向け、自主保安(法令によらない保安の向上に向けた自主的な保安)活動を行い、保安水準の維持、向上を図ってきた。小売全面自由化後においても、こうした保安水準を確保するためには、これまで一般ガス事業者が行ってきた自主保安活動が引き続き行われることが必要であります。

小売全面自由化後においては、ガス小売事業者は、消費機器の調査・周知に係る保安責任を担うこととなるが、自由な料金設定等による競争が行われたとしても、消費機器に関する自主保安の取組に関しては、その継続的な実施を確保することが保安上重要であります。

このため、本事業では、小売全面自由化後もガス小売事業者に対して自主保安の着実な実施を求めていくため、需要家にガス小売事業者の「自主保安」の活動状況をHPでわかりやすく紹介し、消費者等にガス小売事業者の保安面での選択を支援する「見える化」制度を構築、試行することによって、ガス小売事業者の自主保安の水準の維持、向上を図ることを目的としています。

## 2. 本制度のシステム概要

参加事業者(ガス小売事業者)が日頃取り組んでいる自主保安活動の中で特徴的な取組やその実施頻度及び自主保安レベルの自己評価について様式に記入頂き、事務局に提出して頂きます。自己評価については、本制度の制度全体を審議する運営委員会及び自主保安の取り組み状況を評価する審査委員会で確認し、評価を決定します。

当該評価は、Webサイトのホームページ(ガス小売自主保安比較サイト)に掲載し、公表します。また、公表項目ごとの特徴的な取組や実施頻度(例えば、消費機器調査時:4年に1回、一般周知時:2年に1回など)について申告されたものを掲載し、公表します。

なお、公表した情報を元に需要家は、利用(居住等)しようとする市町村エリア単位の地域において、都市ガスを供給している本制度に参加しているガス小売事業者を選択することができます。

### 3. 公表期間

公表開始から平成30年3月下旬(予定)

### 4. 対象範囲等

ガス小売事業者

### 5. 申告者の要件(申告条件)

申告を行うことができる者は、申告基準日現在で、次の(1)～(4)に掲げる要件を全て満たしている必要があります。

(1)ガス小売事業において、次のイ. 又はロ. に該当しないこと。

イ. 現にガス事業法の法令違反の状態にあるもの又は平成29年4月以降、かつ過去5年以内に当該法令違反により命令、取消し、罰則の処分を受けたもの若しくはそれに類するもの。

ロ. 平成29年4月以降、かつ過去5年以内に他法令の違反、刑事事件を起こし、社会通念上、ふさわしくないもの。

(2)需要家等から虚偽であることの通報等があった場合には、事実の確認のため、運営団体の事務局による調査の求めにすみやかに応じ対応すること。

(3)申告情報が虚偽の申告であることが運営団体の事務局等が確認できた場合には、事業者名、虚偽内容等について公表されることを受入れ、同意すること。

(4)公表項目の申告情報については、参加事業者の自主申告であるものの、需要家へのわかりやすさ、信頼性等が重要であることから、運営団体の事務局による確認、修正等の求めに応じ、対応すること。

### 6. 申告(参加)手数料

本年度は経済産業省の委託事業で試行的に行われるため、申告(参加)手数料は無料です。

なお、当該制度を活用頂いた後に、その活用についてご感想等お伺いすることがありますことご承知置き下さい。

### 7. 申告等

#### 7. 1 申告書類について

様式1から様式4まで、以下により請求又は「ガス小売事業者自主保安促進制

度（ガス保安見える化／ガスホ）に係る参加事業者の募集について」（<http://www.khk.or.jp/gasho/guideline/index.html>）からダウンロードの上、必要事項を記入して印刷し提出して下さい。各事業者において必要書類等をご用意の上、提出して下さい。提出時における申告書類等のまとめ方については、7.3をご参照下さい。また、様式の記入等は8.を参照下さい。

なお、申告書類は返却できませんが、書類の確認等問い合わせの際に必要となりますので、申告事業者で必ず申告書類の控えを保存して下さい。

- ①様式1 ガス小売(事業者)自主保安促進制度の自主保安の評価(公表)の参加事業者に係る申告書
- ②様式2 供給エリア(表示エリア)登録シート
- ③様式3 自主保安申告書(家庭用需要家)
- ④様式4 自主保安申告書(業務用需要家)
- ⑤様式3及び様式4の添付資料

(請求方法)

以下のお問い合わせ先にご請求ください。

お問い合わせ先

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

ガス保安見える化(ガスホ) 事務局

e-mail lpg@khk.or.jp

TEL 03-3436-6108(平日 9:30~17:30)

## 7.2 申告書類等の提出方法について

様式に自主保安の取組状況、自己評価を記入し、根拠資料を添えて、以下の送付先に送付して下さい。

提出方法は、全ての提出書類の電子媒体を収録の上、CD-R、USBメモリ等による電子媒体及びそれらを出力した紙媒体(正一式、副一式)を提出していただきます。

なお、電子媒体については、メールによる提出も可能とします。

(送付先)

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル11階

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

ガス保安見える化(ガスホ) 事務局

e-mail lpg@khk.or.jp

### 7.3 申告書類等のまとめ方について

以下に留意の上、取りまとめてくださいますようお願いいたします。

- ①申告書類はA3サイズに収まるようにしてください。(A4 サイズも可)
- ②申告書類は片面印刷にしてください。出力は白黒印刷、カラー印刷のどちらでも構いませんが、添付資料(根拠資料)においては、周知文書等、需要家にわかりやすく伝えるためにカラーで配布しているもの等、極力、使用実態と同様の状態としてください。
- ③様式3及び様式4の添付資料は、どの評価項目に該当するものか、ナンバリングを付して下さい。また、添付資料中における根拠たる該当部分についてはカラーマーカーによるマーキング等により明示して下さい。
- ④申告書類は必ずA4のファイルに綴じ込み、ファイルの背表紙には事業者名を記載して下さい。
- ⑤ファイルへの綴じ込みは申告書類の様式1から様式4の順に綴じ込み最後に添付資料を綴じ込んで下さい。
- ⑥申告書類は適宜インデックス(見出し)を付けて出来るだけわかりやすくして下さい。
- ⑦正、副どちらも同じ取りまとめ方をして提出して下さい。
- ⑧申告書類は返却できませんが、書類の確認等問い合わせの際に必要となりますので、申告事業者で必ず申告書類の控えを保存して下さい。

### 7.4 評価基準等について

評価基準は、「見える化」制度の詳細設計書の別紙「評価項目と評価の観点(基準)」(以下「評価基準」という。)となります。評価は、家庭用需要家、業務用需要家に行っている保安の取り組みに対して、①NORMAL、②GOOD、③EXCELLENTの3段階(一部評価項目においては①NORMAL、②GOODの2段階)により評価されます。

なお、家庭用需要家に行っている保安の取り組みに対する評価の基準及び評価項目と、業務用需要家に行っている保安の取り組みに対する評価の基準及び評価項目は、異なります。

### 7.5 評価等の流れについて

参加事業者が提出した申告書に基づき、原則書類審査により評価を実施します。

#### 評価等の流れ

- ①申告書等の受理
  - ②事務局による確認
  - ③当該制度の審査委員会による審査(評価案の作成)
  - ④当該制度の運営委員会による評価の決定
  - ⑤審査結果の通知、評価結果のガス小売自主保安比較サイトでの公表
- なお、審査結果の通知の際に、その結果について異議申し立てを行うことができ、参加の見送りや再度審査を受けることを可能とする。

#### 7.6 申告の受付期間等について

以下のスケジュールにより申告受付等を行う予定です。審査は原則として受付順に行いますので、なるべく早めの提出をお願いいたします。

なお、応募状況に応じて変更となる場合がございます。変更がある場合には、「ガス小売事業者自主保安促進制度(ガス保安見える化/ガスホ)に係る参加事業者の募集について」(<http://www.khk.or.jp/gasho/guideline/index.html>)に掲げますので、ご確認ください。

事項	第一次募集(終了しました)	第二次募集
募集期間	終了しました	平成29年12月20日から 平成30年1月25日まで
公表日		平成30年3月(予定)

#### 7.7 申告書類等における個人情報等の取り扱いについて

申告書類等に記載された個人情報(連絡先等)は評価等のため必要な範囲において利用します。

また、審査のために提出される非公開情報について、関係者以外に開示または漏洩してはならないものとして取り扱われ、また、提出者の許可無く、本試行以外の目的に使用されることはありません。

#### 7.8 公表後の事項について

申告情報が虚偽の申告であることが運営団体の事務局等が確認できた場合

には、事業者名、虚偽内容等について公表されます。申告後、申告内容に対して虚偽に該当する事象が発生した場合には、事業者自らすみやかに以下の連絡先にご連絡下さい。

(送信・連絡先)

〒105-8447

東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル11階

高圧ガス保安協会 液化石油ガス部

ガス保安見える化(ガスホ) 事務局

e-mail lpg@khk.or.jp

TEL 03-3436-6108(平日 9:30~17:30)

## 8. 様式への記入等

### 8.1 様式1 ガス小売事業者自主保安促進制度の自主保安の評価(公表)の参加 事業者に係る申告書及び様式2 供給エリア(表示エリア)登録シートについて

参加資格について、十分に確認した上で申告をしてください。また、様式2は市町村エリア単位の検索において表示しようとするものです。見本を参考に、地域によって一部地域において供給をしていない場合においては、供給の有無について明示して下さい。また、供給エリアについて、これから供給を予定している場合には、一般に公開している供給予定年月の情報をご記入下さい。

### 8.2 様式3 自主保安申告書(家庭用需要家)、様式4 自主保安申告書(業務用 需要家)及びこれらの添付資料について

見本を参考に、以下に留意の上、記載くださいますようお願いいたします。

#### ①特徴的な取り組みの欄

文章による記載とし、取り組みの実施頻度について需要家にわかりやすい表現(例えば〇年に〇回等)により必ず記載して下さい。原則、記載内容はそのまま公表します。従って、需要家にわかりやすく、誤解を招かないように適切に伝えること及び需要家の読みやすいボリューム(例えば約200字以下)に留意して記載して下さい。

なお、4. 他の制度による保安の受賞歴については、国、自治体、業界団

体等中立的な機関から受けた表彰を対象とし、かつ、事業者の保安の取組の範囲は、今後の都市ガスの小売事業の保安に資する観点から、都市ガスに限らず、LPガス、電力等の産業分野における小売事業の保安活動および工作物の維持、管理等に係る事業に対する保安活動まで広く捉えた上で、都市ガスの小売事業の保安に資する取組が包含されている場合の受賞を対象とします。

#### ②取組の内容と自己評価の根拠の欄

根拠となる取組みを箇条により明確に示して下さい。示す際には、評価対象となる取組みが、対象となる全ての需要家に対応している必要があることから、取組みの対象者（例：全ての需要家に対して…、金網ストーブなどの非安全型機器を保有する需要家に対して…等）を明記して下さい。

また、伝達手段手法が一方向的な取組みであるか双方向的な取組みであるか、□にチェック(☑)により示して下さい。

併せて、根拠となる資料を添付して下さい。当該資料の根拠たる該当部分についてはカラーマーカーによるマーキング等により明示して下さい。

なお、これらは非公開として取り扱います。

#### ③添付資料名の欄

根拠として添付する資料にナンバリングを付し、そのナンバリングと当該資料のタイトルを記載して下さい。

#### ④自己評価の欄

自らの取組みを評価基準に基づき、評価すると共に、その結果を必ず□へのチェック(☑)により示して下さい。

なお、これらは非公開として取り扱います。

### 9. その他注意事項

参加事業者の公表内容については、本制度に係る国や運営団体が需要家に対し保障するものではありません。申告し公表される特徴的な取組み内容等について、需要家に誤解を与えぬように記載には十分にご注意下さい。

以上